〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日：令和3年8月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕（令和3年7月度　）

対象期間：令和3年　7月　1日　～令和3年　7月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一二条の七の二-イ、規一二条の七の五-イ〕

種類		数量（単位）
産業廃棄物	燃え殻	（　/月）
	汚泥	2.62（t/月）
	廃油	0.12（t/月）
	廃酸	（　/月）
	廃アルカリ	（　/月）
	廃プラスチック類	156.43（t/月）
	紙くず	58.19（t/月）
	木くず	71.49（t/月）
	繊維くず	27.76（t/月）
	動植物性残さ	（t/月）
	動物系固形不要物	（　/月）
	ゴムくず	（t/月）
	金属くず	（　/月）
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	（　/月）
	鉱さい	（　/月）
	がれき類	（　/月）
	動物のふん尿	（　/月）
	動物の死体	（　/月）
	ばいじん	（　/月）
	処分するために処理したもの（13号廃棄物）	（　/月）
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	（　/月）
	pH2.0以下の廃酸	（　/月）
	pH12.5以上の廃アルカリ	（　/月）
	感染性産業廃棄物	（　/月）
	その他（　　）	（　/月）
	その他（　　）	（　/月）

※1　焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置（連続測定）〔規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	令和　3年7月31日	令和　3年7月31日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
測定結果	811	132		別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和　3年　7月　30日	令和　3年　7月　1日～31日

排ガスの測定結果〔規十二条の七の二―ニ、規十二条の七の五―ニ〕

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
採取した年月日		令和　2年　11月19日	令和　3年　2月　2日
測定結果が得られた日		令和　2年　12月23日	令和　3年　2月　12日
ダイオキシン類※3			3.5
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫黄酸化物	10未満（ppm）※5	
	ばいじん	0.002未満（g/m³）※5	
	塩化水素	34（mg/m³）※5	
	窒素酸化物	31（ppm）※5	

※2　連続記録紙を添付すること。　※3　計量証明書を添付しても良い。　※4　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。　※5　単位を記入すること。